

令和3年5月10日ヒアリングレジュメ

聴取項目に対する回答

問1 天皇の役割や活動

天皇は、日本国憲法第1条の定めるとおり、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である。天皇は様々な行為を行っているが、そこには国事行為ではなく、しかも純粋な私的行為ではない行為が存在する。昭和天皇、先の天皇（上皇）、今上天皇は様々な行為を行われて天皇が国民とともにあることを示され、そのことによって、象徴という抽象的な概念を国民の目に見える形に、国民の感得できる具体性をもったものにされてきたと考えている。

問2 皇族の役割や活動

皇族は、皇位継承資格を有する者として、天皇、皇族としての役割を果たすことができるよう準備をなさっている。また天皇の身近にあって天皇をたすける役割および藩屏としての役割も担っている。

問3 皇族の減少

憂慮すべき事態であり、早急に何らかの方策を立てて事態の改善を図る必要がある。

問4 男系男子のみに皇位継承権を有し、女性皇族は婚姻により皇族の身分を離れる制度

女系に皇位継承資格を拡大することについては問6において回答する。女性皇族が婚姻に伴い皇族の身分を離れるという制度については、女性皇族に皇位継承資格を認めるか認めないかという議論とは別個に、婚姻しても原則として皇族の身分を失わないこととすることが望ましい。

問5 内親王・女王に皇位継承資格を認めること

男系女子の皇族に皇位継承資格を認めることが望ましいと考える。その場合の順序は第1順位を男系男子、第2順位を男系女子とする。

問6 皇位継承資格を女系に拡大すること

女系天皇を認めることが憲法違反であるとの説を採ることはできない。ただ、現時点で女系に拡大するべきかについては別の検討が必要と考える。現在男系男子制を採り男系男子の皇位継承者があり、かつ、女系に拡大することに強固な反対があるのであれば、伝統にも合致し、実際に皇位についての実例もある男系女子に皇位継承資格を認めることがひろく賛同を得ることができ円満に皇位継承資格を有する者の減少を防ぐ方法ではないかと考える。

問7 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持するとすること

内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することは法律上可能である（皇室典範12条の改正が必要）。かつ、皇室の現状からすると皇族が極端に減ってしまうおそれもあり、皇室典範を改正のうえ女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持できるようにすることが望ましい。その場合配偶者や生まれた子を皇族とするかどうかは、法律上はどち

らも可能である。

配偶者を皇族としないことは法律上可能である。婚姻に関する皇室典範及び民法の規定をしてみるならば（注 i）、皇室典範も民法も家制度を採用しておらず、婚姻によって皇族たる妻が宮家を創設してそこに夫を迎えるという効果を生じる根拠はない。15条を改正しない限りは皇族ではないままである。

配偶者が皇族とならない場合であっても、婚姻の実体的効果である同居協力扶助義務の履行に支障はない。妻に氏がないので民法上の夫又は妻の氏を称する婚姻ということにはならないが、皇族の婚姻として民法ではなく皇室典範が適用されると解されるのでそのことによって問題が生ずるわけではない。現状では従前通りの名称を使用することになり、戸籍上も妻は皇統譜に記載され続け、夫は自身の戸籍に婚姻事項が記載されることになるだろう。配偶者が皇族となる改正を行えば夫は皇統譜に記載されることになる。しかし、夫を皇族とすることは、現在の皇室典範15条の趣旨に合致しないのではないかと疑問がある。

宮号・宮家の問題が指摘されているが、宮号・宮家は称号にすぎない。宮号は法律上の制度ではなく、宮号・宮家の付与によって法律上の効果が生ずることはない。また、女性皇族が婚姻することによって当然に宮号を付与されると決まっているものでもない。

皇族である妻と皇族ではない夫の間に生まれた子については、男系天皇のみ皇位継承資格を認める現在、当該子は皇位継承資格を有さないから原則として当該子を皇族とすることは認められない。そのことは親の子に対する権利義務の行使に支障を生じることはない。父母は子を監護養育する権利を有し義務を負い、また共同して親権を行使する。

このように、女性皇族が皇族ではない男子と婚姻しても皇族としての身分を保持する制度を採用した場合、当該女性皇族一代限りである、ということになる。これに対して「一代宮家」はなし崩しになる、との批判があるが、なし崩しになった原因は主として当時養子が自由になされていたこと等であって（注 ii）、それらが整備された皇室典範制定以降はそのようなことはおきていないのである。また、かつては宮家の経済的基盤の問題があったが、現在は皇室経済法の定めるところである（注 iii）。

問8 婚姻により皇族を離れた元女性皇族が皇室の支援をすること

元女性皇族に内親王・女王という皇族の名称の使用を許すことは、皇室典範5条、6条により皇族であることと皇族としての呼び名とを一致させようとする趣旨に反する。元皇族が皇族の名称を使用して皇族としての行為をすることは許されない。元皇族が、一般人ではあるけれども天皇の血縁者として皇族の名称を使用せずに皇室の活動を一般人として支援することは可能である。その場合に費用の問題が生ずるが、正当な労働の対価ということになるだろう。

問9 ①養子縁組を可能とすること

皇室典範を改正すれば可能であるが、そのような改正は相当とはいえないと考える。旧皇室典範において養子をすることを禁じた趣旨について、伊藤博文は義解において、養子などが中世以来の沿習にして古の典礼ではない、宗系紊乱の門を塞ぐなり、と述べている（伊藤博文著「帝国憲法・皇室典範義解」国家学会蔵版、昭和10年4月22日増補第15版、丸善株式会社・170頁）。一代宮家がなし崩しになった経緯を皇室制度資料皇族四から見てみると、言葉はいろいろであるが人為的な親子関係を作って宮家を承継していったことが分かる（注ii）。現在の皇室典範9条の趣旨については、当時男性の皇位継承者が多かったといわれているが、「民法の規定を排除しない限りは養子ができることになる。また、皇族が宮家を立てて生活しておられる関係から養子問題が起こり得る心配もある。又、非皇族が御手元金なり皇族費なりで生活することは適当でない。又、その養子が有力になると憲法4条の趣旨や本条15条の趣旨に触れてくるおそれもある。」と想定問答集に記載されている（芦部信喜・高見勝利編「皇室典範〔昭和22年〕日本立法資料全集1」平成2年、信山社・199頁）ところでもある。現在実系で定められている秩序、法律上血縁関係という人為的なものが入り込む余地がない秩序に対し、異なる秩序が入り込んでくることになるので原則としては認めないこととするのが相当と考える。ただ、皇位継承資格を男系男子とする場合に限らず、将来、皇位継承のために養子をする必要があるときがあるかも知れない。その場合にどのような方法を採用するかは別途の考慮が必要となろう（注iv）。

②皇統に属する男系の男子を新たに皇族とすること

法律によって新たな皇族を創り出すということであろうと思われる。このとき、皇族となり得る法的な根拠は何であるか。例えば、養子なり婚姻なりという当事者の意思によって身分関係を創ったのであれば、それがたとえ人為的なものであろうとも、人為的に配偶者とした、ないし（養親との関係では）1親等の血族にした、という事実が、天皇との（法定）血族関係の深さによって、皇位継承が正当化され、また、象徴天皇としての資格があると見做されるのではなかろうか。それがないまま皇族になったとすると、皇族とは何かという根本的な疑念が生ずるように思われる。賛成できない。

問10 その他の制度

以上述べたとおりであるが、皇族減少という喫緊の課題について、女性皇族が婚姻しても皇族の身分を保持し続け配偶者と子は皇族とならないとすることが現実的かつ最も弊害の少ない方法ではないかと考える。

以上

(注 i) 皇室典範及び民法における婚姻に関する主な規定

1 旧皇室典範

- ア 天皇は皇族を監督する。旧皇室典範 35 条
- イ 皇族の婚嫁は同族又は華族（勅許あるとき）のみ。同 39 条
- ウ 皇族の婚嫁には勅許が必要である。同 40 条
- エ 皇族女子の臣籍に嫁した者は原則として皇族ではなくなる。同 44 条

2 皇室典範

- ア 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。皇室典範 10 条
- イ 皇族女子は、天皇及び皇族男子以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。同 12 条
- ウ 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除き皇族とされない。同 15 条

3 明治民法

- ア 戸主の親族で家にある者とその配偶者を家族とする。明治民法 732 条
- イ 戸主及びその家族はその家の氏を称する。同 746 条
- ウ 家族が婚姻及び養子縁組をするには戸主の同意が必要である。同 750 条
- エ 妻は婚姻によって夫の家に入る。同 788 条 1 項
入夫及び婿養子は妻の家に入る。同 788 条 2 項
- オ 妻は夫と同居する義務を負う。夫は妻を同居させることを要する。同 789 条

4 民法

- ア 婚姻は両性の合意のみに基いて成立し…。憲法 24 条
- イ 夫婦は夫又は妻の氏を称する。民法 750 条
- ウ 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。752 条

(注 ii) 一代宮家がなし崩しになった経緯

「慶応 4 年政府は親王・諸王の範囲を定めると共に、世襲親王家の嫡子は従前の例により、天皇の養子となり、宣下を以て親王に列することとし、新立の宮家に於いては、親王は一代に限り、二代目よりは姓を賜い、臣籍に下すとする一代皇族の制を定めた。ついで明治 3 年宮家の王子の臣籍降下に際しては華族に列すると定めた。」「一方、新立の宮家に於いては、慶応 4 年一代皇族の制の制定に依り、王子をして宮家を継承させることは認められなかったが、聖護院宮嘉言親王は弟の照高院宮智成親王を子となすことを聴されている。また明治 2 年山階宮晃親王も末弟定曆王を養子となすことが認められ、さらに明治 5 年北白川宮智成親王の薨去後、親王の遺志に依り、兄の能久王が宮家の継承を聴された。ついで明治 9 年華頂宮博経親王の病重篤に当り、王子博厚王を特旨を以て皇族の列に加えて華頂宮の存続を認め、王子に依る宮家継承の例が開かれた。なお博厚王はのち天皇の養子となって親王宣下を蒙っている。また、明治 14 年東伏見宮嘉彰親王を世襲皇族に、山階宮晃親王を二代皇族に定め、同年梨本宮脩親王が薨去すると、その継嗣菊麿王を皇族に列せしめて宮と称することが聴された。さらに明治 16 年華頂宮博厚親王の薨去後、伏見宮貞愛親王の王子愛賢王を相続人と定め、宮家の存続が図られ、同年には久邇宮朝彦親王が二代皇族

に列せられた。斯くの如く、一代皇族の制は次第に崩れたが、明治18年には、さきに山階宮の継嗣と定められていた定麿王を小松宮の継嗣とし、山階宮晃親王の実子で梨本宮の継嗣菊麿王を山階宮の継嗣とし、梨本宮へは久邇宮朝彦親王の王子多田王を入れて同宮家を継承させるなど、継嗣の変更も行われた。しかし、明治22年皇室典範が制定せられるに及び、永世皇族主義が確立する一方、皇族の養子の制を廃したため、宮家の継承は実系の王子に限られることになった。」(宮内庁・皇室制度史料皇族四191頁から192頁)

(注 iii) 宮家の経済的待遇

「明治3年政府は従前の所領を収め、現米を支給する永世禄の制を定め、世襲親王家に従前の所領の額を基準にした現米を支給するとし、新立の宮家には、一律に等額の現米を支給すると定めた。ついで翌4年其の禄米支給に当り、桂宮淑子内親王には別途に化粧料等が下され、有栖川・伏見・閑院の三宮家には、王子女及び隠居の皇族並びに寡婦にもそれぞれ禄米が支給された。また静寛院宮親子内親王も…政府より家禄を支給された。しかし明治5年皇族の家禄および賄向の所管を大蔵省より宮内省に移し、翌年宮内省は太政官に上申して永世禄の制を改め、金員を下賜する賄料の制を定めた。ここに従前の家禄・賜米を廃し、…その資格に応じて年金が支給された。」(前掲・皇室制度史料皇族四251頁)「昭和22年皇室経済法が制定されると、皇族の日常其の他に要する費用は同法の規定に基づいて支給されることとなった。」(同252頁)

(注 iv) 弊害の少ない方法として、例えば、個別具体的な養親となろうとする皇族Aと皇統に属する皇族ではないBとの間の養親子関係を何らかの方法で認める、などが考えられるが、なお検討したい。